

第6回定例委員会会議録

委員長) 日程第1 開会宣言

委員長) 日程第2 会議成立の宣言

委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(福岡委員)

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第9号議案「芦屋市学校教育審議会委員の委嘱又は任命及び諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 1クラスになったら廃園と関連づけて考えるという基準は、芦屋市独自の基準でしょうか。

管理部長) 芦屋市独自と言いますか、これまで山手幼稚園の廃園についても学校教育審議会で論議いただきましたけれども、その場でもやはり各学年が1クラスになりましたら教育上好ましくないであろうと、複数学級で運営するのがやはり望ましいというような答申を受けまして山手幼稚園も廃園してきた経過がございます。そういう状況の中で、以前小槌幼稚園につきましても廃園ということが取り沙汰された時期がございましたけれども、そのあたりも踏まえました中で、やはり1クラスずつが数年続けば、これは廃園を検討すべきであろうということで、芦屋市教育委員会としてはそのようなスタンスでやってきております。それを受けて、今回、浜風幼稚園につきまして、単学級が複数年続くのと似たような状況になっておりまして、今後も単学級が続くと予測されることからこういう形になったということで

ございます。

小石委員) では、明文化されているというわけではないのですね。問題は不公平感みたいなものが出てくるということが非常にまずいわけです。先ほど山手幼稚園の話も出ましたけれども、そういうことについて特にそのような問題はないと判断してよろしいでしょうか。

管理部長) 不公平感というのをどうとらえるかによりますが、芦屋の公立幼稚園につきましては、いわゆる小学校なら校区という形の通園区域は設けておりませんので、それぞれ希望される園に入園をしていただく形になっております。

それぞれの幼稚園につきましては入園率等が異なりますので、クラス数や1クラスの園児数につきましても異なるかと思えますけれども、やはり一定規模の人数、クラスで運営していくことが公立幼稚園のスタンダードな形として望ましいと考えております。1クラスずつになったときの教育効果ということもございますけれども、やはり少人数だけで幼稚園を維持していくということにつきましても芦屋市教育委員会、芦屋市としてもきちんととらえるべきではないかと思えますし、少人数の園児だけで幼稚園をそのまま存続させていいのかどうかということについても考えるべきではないかと思っています。

浅井委員) 審議会の構成のメンバーですけれども、これは6ページに規則の第2条第2号で芦屋市立学校卒業生ということが挙げられていますが、この10名の中ではどの方が卒業生になられるのでしょうか。

管理部長) 確かに第2条第2号に芦屋市立学校卒業生という形で掲げ

られていますが、卒園の方がどの方かというのは非常に難しいこともございますので、地域の方ということが必要なのではないかとということで、卒業生という形ではございませんが、PTA、それから自治会の代表の方が、地域の方として出ていただいておりますので、あえて卒業生という形での位置づけにはしておりませんが、それにかわる形になるのではないかとということで考えております。

浅井委員) 特に卒業生である必要があるのかなと思いましたが、はい、わかりました。

教育長) 補足させていただきますと、教育委員会が適当と認めるものは、これを絶対入れなければならないということではなくて、その審議する内容によって考えていくということだと理解しております。

管理部長) 規則のこの2条に書いてあるのは例示ということで、絶対含めなければいけないということではないと考えています。

委員長) 先日、浜風幼稚園に行かせていただきました。非常に食育に力を入れていらっしゃるようで、ちょうど浜風ランチをやっておりました。また、園児たちはちょうど七夕参観の練習をしておりました。年少が今21名ですか、年長が、この数字より1名増えて35名で1クラスの最大人数でした。本当に多い人数を掌握するのは大変でしょうけれども、先生がとてもベテランの先生でいらっしゃるのですばらしい指導をなさっていたと感心したところです。浜風幼稚園はチーム浜風ということで、職員が一丸となって少ない人数ですばらしい教育を展開されているという印象を受けました。また、保護者の方の評判も大変

にいいと伺っているのですが、その点についてはどのように認識されていますでしょうか。

学校教育部長) 現在、浜風幼稚園は単学級で運営されているわけですが、やはりその中でそれぞれの思いも込めて工夫した教育活動の取り組みは一定の評価を受けていますし、我々も本当に評価しているところです。ですから、現時点での浜風幼稚園の取り組みについては、先ほど委員長がおっしゃいましたチーム浜風ということで、現在ある条件の中で本当に最大限のパフォーマンスを上げてくれていると思っております。

ただ、6月の議会のときにも同様の御質問がありましたが、市教育委員会として、集団の学びの中で子どもたちが育っていくことが望ましいという観点から、複数学級の学年で、それから複数の教師でというところがやはり望ましいと考えております。現行、浜風幼稚園についてうまくいっているということとは別に、市教育委員会の考えとしては、芦屋市全体を考えた時に、都市部の芦屋市においてはそういった子どもたちの大きな集団をつくることができますので、そういった中に加えていったほうがいいのかというのが基本的な考えです。

人数が少ないがためにそれぞれ関係性が深くなるという利点があります。ところが、これは裏返すとデメリットになる部分もございまして、うまくいっている場合には本当にそれでいいわけですが、1つ問題等が起こった場合に、逆に関係性が深く、例えば学年が上がったときにクラス替えもできない中でずっと同じ状態でいくという弊害もあります。ですから、そういった意味でも本来の形としての複数学級での指導が望ましいと

考えているところです。

木村委員) 廃園にするのか否かは審議会のほうで審議されるでしょうけれども、仮に廃園をすることになったとしても、それではこの地域の子どもたちをどこがどういうふうに受け皿になってくるかという問題がやはりあって、それ抜きでは議論ができないものですね。そういうこともありますから、やはり市長部局から1名の方、企画部長が入られることで連携して進められていくものと思います。しかしながら、教育委員会の権限としては廃園するか否かという部分になると思いますし、そのあたりはどういう見通しになっているのでしょうか。

管理部長) 先ほど議案の説明の中で管理課長からも申し上げましたけれども、市長部局からは廃園後の施設について有効活用させてほしいという強い要望と言いますか、申し入れがございました。市長部局のこども・健康部が所管になりますが、子ども・子育て会議というのが6月の議会で条例可決いたしました。第1回目が8月9日ですけれども、そこからスタートいたしまして、芦屋市の子ども・子育て施策につきまして、その中で論議、御審議いただくという形になってまいります。現段階におきまして、浜風幼稚園の跡地について、認定こども園といった明確なことにつきましてはまだ出せない状況ではございますけれども、子ども・子育て会議では市民ニーズ調査のアンケート、これにつきましてもすぐに審議されると聞いております。そのアンケートにつきましても一定子ども・子育ての制度につきまして、いろいろな場で説明をした上で10月にはアンケートを実施するとお聞きしております。年内には大方そのアンケートの集計

結果なり分析なり、そういったものが出てまいるかと思えます。

その中で一定市内の子ども・子育てに関するニーズ、そういったものが把握できるかと思えますし、やはりそういった施設につきましてもニーズというのがわかってまいりますので、その上でやはり幼稚園ということになりますと、専業主婦の方の世帯のお子さんが中心ということにならざるを得ないわけですが、認定こども園なり、子ども・子育てにかかわる施設ということになりましたら、専業主婦の方以外の、実際に働いておられる方、共働きの方、そういった世帯も含めて受け入れることができる施設ということになるかと思えます。浜風幼稚園が廃園になってしまいますと、子どもに関する施設がなくなってしまうと、そうなりますと地域の方は非常に高齢化が進む中で子ども関係の施設がなくなってしまう、ますます高齢化が進むという危惧をお持ちのようですけれども、広い範囲で子どもを受け入れることができる施設、これができれば子ども・子育て世代への支援にもなりますし、地域の高齢化につきましても若干は進行を抑えることができるのではないかと考えております。

木村委員) 要は地域というか、住民のニーズがどこにあるのかということが一番大切にすべき問題だと思います。そうすると、教育委員会だけの判断では済まなくなってきて、やはり市長部局と非常に密接な連携を組みながら、総合的にそのニーズにどう応えていくのかという観点から議論を進めないといけないと思うので、くれぐれも、審議会に委嘱する場合にはその点をよくお考えいただきたい、議論いただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それからあともう1点、今の子どもたちのニーズがどこにあるのかという問題を今ずっと議論してきたところですが、絶対忘れてはいけないのは、その卒業生、卒園して大人になっている人たちの思いというのはやはりあるわけですね。この浜風幼稚園の卒園生だという思い。そういう人たちにとってはその思い出の母校がなくなるということについては非常に耐えがたいものというか、非常に感情的な問題ではありますけれども、絶対に無視ができない問題なので、そういう思いをどう見ていくのかという視点も絶対に忘れてはいけないと思います。仮に廃園になった場合にはこの施設をどう使うのかという問題がありますけれども、そこにそういう卒業された方々の思いというのをできるだけ反映できるような、後に何かを残すとか、そういうことも含めて審議会では、そういう視点も忘れないで議論していただきたいと思います。

管理部長) やはり当然のことながら、卒園児の方々の思いというのはお聞きしておりますし、実際に集会所トークの中で卒園のお子さんがおっしゃっていたことにつきましても十分お聞きしております。そういった中で、浜風幼稚園地区につきましても、このままで行きますと、子どもがますます減ってしまいます。1クラスで、しかも人数が少ない形でずっと推移していってしまうのは恐らく間違いないであろうと思うところです。したがって、浜風幼稚園につきましても、結果として廃園ということになれば浜風幼稚園の建物自体がなくなっていくであろうと思います。

一方で、今、子ども・子育てにつきましてもいろいろな施策

が27年度からスタートしようとしております。その中でやはり子ども・子育てのこういったニーズがあって、どういう施設が必要なのかということも当然明確にしていかななくてはならないという状況の中で、浜風幼稚園という施設があればその施設そのものを有効に活用して存続させることができるのではないかと考えております。ですから、そういった意味で申し上げましても、子ども・子育てに関連する施設ということでは幼稚園施設が使えれば一番有効的に活用できますし、いいのではないかと考えています。建物そのものが一定の形で残れば、これは私たち、僕たちが通っていた浜風幼稚園なんだよというようなことを卒園生の方の思いとして持っていただくことができるのではないかと考えております。

今、子ども・子育ての流れの中で廃園を検討すればそういった施設に有効に活用してもらえるとということも見込まれるのではないかと考えている部分もございますので、できるだけそういうような形に活用できるようにと考えております。教育委員会はそこまで権限として持ち合わせておりませんが、市長部局と十分に連携をとりながら、ぜひともそういった方向に活用していってもらえるように教育委員会としましても対応しなければならないと考えております。

委員長) 浜風幼稚園の保護者の方からも御意見が出ていると思いますが、なぜこの時期なのかということですね。廃園を検討する前にもう少し園児数を増やすための施策を考えることができないかと思えます。

例えば預かり保育、今、浜風幼稚園が預かり保育を希望する

数が割合的には全園の中でも多いと伺っておりますので、その預かり保育の、例えば時間を延長するとか、3年保育について検討するとか、何かモデル的に浜風幼稚園を使って、園児数を増やすような施策がとれないのかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

管理課長) 今、国で決められています27年度からの新しい制度の中では、幼稚園についての考え方が整理されてまいりまして、幼稚園はいわゆる1号認定と言われる、保育を必要としない、学校教育のみの子どもを対象とする施設という位置づけになります。ですので、新しい制度のもとでは幼稚園がやっていく預かり保育事業というのは就労支援型ではなくなってまいりまして、いわゆる保育を必要としない子どもの、そういう世帯の、子育て支援として実施するという考え方になります。今、実際に私立幼稚園では長時間の預かり制度をやられているところもありますけれども、これについても、一定期間を区切って認定こども園へ移行するということを条件に補助などが認められているような形になっていきます。

ですので、今後、幼稚園のまま預かり保育の時間延長するということは制度として難しくなってきました、むしろ逆にそういったニーズがあるのでしたら、それは認定こども園という形で早めていくべきというのが国の考え方になっております。そういうことも含めまして市長部局のほうも、浜風幼稚園を子ども・子育てにかかわる施設として活用したいというような発信になってきているのかと思います。

3年保育につきましても、御承知のように今まで芦屋の公立

幼稚園は2年保育、私立幼稚園につきましては3年保育という形ですみ分けをしまして、私立幼稚園もそれぞれ独自の教育理念を持って幼児教育をされておられますので、芦屋市としてはどちらも大切に共存してきたという経緯があります。今後、3年保育につきましては、この子ども・子育ての制度の中で市民の方のニーズ調査も行い、また私立幼稚園が今後幼稚園として残られるのか、認定こども園に移行されるのかという動向も踏まえて、全体の圏域の中でこういった施設がどれだけ必要かというようなことを進めていかなければならなくなります。その中で公立幼稚園が担うのか、私立幼稚園が担うのか、3年保育をどういう形でやっていくのかということは検討していかなければなりませんので、そういう議論なしに、例えば浜風を残すという目的で、3年保育をやってみましょうというようなことはなかなか難しいと思っております。

時期につきましても、確かに保護者の方からもっと待って、ゆっくり検討してほしいという声はお聞きするところですが、先ほど教育長も言いましたように、逆に本当に、今、検討しておかなければ、新しい制度が始まっていく中で、浜風幼稚園のその施設を活用していくという道もなくなっていくのではないかということを私たちは懸念しております。幼稚園の廃園を検討する、考える権限は教育委員会にしかないですので、教育委員会がこれを始めなければ市長部局のほうもこの施設を活用するという検討が始められなくなります。そういった意味ではまさにこの制度への移行の時期を踏まえて、今、市全体としてどうかということを検討するべきであると私どもは考えておりま

す。

委員 長) 子ども・子育てに関連して今決めていかないといけない、そのタイミングを逃すと困るというようなことをおっしゃいますけれども、具体的にどのような、例えばここで廃園になりませんでしたということになって、有効活用ができなくなるとどういうことが起こるのでしょうか。

管理 課 長) ニーズ調査をして将来的にどういった量の需用があり、それを満たす施設をつくっていかないといけないという計画を立てていくのですが、今、国のほうで認定こども園を進めていくという動きの中では、民間でいろいろなところが参入してこられて考えていかれることになると思います。

浜風幼稚園の施設がどうなるかわからないという状況であれば、そこを抜きにして事業計画の構想ができて、そこで一定の需要を満たすことができていくようになりましたら、浜風幼稚園が仮に、本当に人数がいなくなって、いよいよ廃園ということに仮になった場合に、もうその跡地には施設が必要ないということになってしまう可能性もあると思います。

だから、そうではなくて、今までの卒業生や地域の方のことを考えたら、やはりあそこに子ども・子育てにかかわる拠点という形で何か残していけるようなものが、そういう意味では発展的な廃園と言ってもいいのかもしれませんが、そういった動きを検討する可能性を求めていくべきではないかと思います。

教 育 長) 追加しておきますと、今、課長が申し上げたかったのは、聞く側にとれば非常に厳しい内容として聞こえますが、今まで想定していなかった新しい制度が出発するときに、今の現状と

これからの様子というのを十分に委員の皆さんにお伝えし、議論していただいて、そこでの判断を、まさに、今やっておかないといけないということでございます。

問題を先送りにせず、設置者の責任として、ここはあえて市全体の問題としてこの問題を十分に議論すべきときであり、その時期を逸するのは好ましくないということで事務局として提案させていただいています。

小石委員) この人数を見ていると4歳児が21人ということだから、来年はそれほど増えないだろうとはもちろん思いますが、仮に浜風幼稚園を残そうと思って、他の地域から子どもたちを連れてきて、人数が3クラス分集まれば、また廃園をしばらく待つということも考えているのでしょうか。つまり1クラスが続くのを待って、それが続いたら廃園というようになるのか、若しくは今の時点でもう増える見込みがないからと廃園するのかという、そういうあたりをどう考えたらいいいのかというのを教えていただきたいのですが。

浅井委員) そのことと関連してお聞きしたいのですが、人口の推移を予測するということはとても難しいことだと思います。これは十分調査されていると思いますが、この町全体として、高浜、浜風、新浜の町がこれからどうなっていくのかということ。今後、子どもが本当に増えるという可能性はないのかということを重ねて慎重に調べていただきたいということをお願いしたいと思います。

管理部長) 他の地域等から、一時的な入園の方が増えるというようなことがあった場合ですけれど、結局自然な形で幼稚園がどう存

続していくのかということを考えるべきでありまして、意図的に一時期園児が増えたとしまして、それは一過性にしか過ぎませんので、やはりその地域全体の状況がどうなるのか、ニーズ調査も今後されていきますので、そのあたりも十分に把握した上で判断をすべきものであると考えております。ですから、今後の浜風の状況、それから地域のニーズ、そのあたりを踏まえて学校教育審議会の中で御審議いただきたいと思っています。

浅井委員) 仮に浜風幼稚園が廃園されたとしまして、今通っている園児の人数、またこれから浜風幼稚園に行くとは推測される人数が、例えば潮見幼稚園に全員通園できる、その受け入れは大丈夫なのでしょうか。

管理課長) 潮見幼稚園は比較的施設に余裕がございますので、今も例えば預かり保育を別の部屋でしたり、施設としてはかなり余裕のあるゆったりとした使い方をさせていただいております。そのレベルを維持するには少し厳しくはなりますけれども、施設的には入っていただくことは可能です。ただ、そういった意味も含めると、やはり例えば認定こども園ですとか、そのような新しい幼稚園の対象の子どもを受け入れていただけるような施設ができることが望ましいということにはなると思います。

浅井委員) 通園の距離的な問題ですけれども、例えば浜風地区から潮見の地区まで私も実際歩いてみましたが、子どもの足ではやはり少し遠いかなと思われるのですが、そのあたりは徒歩で通園というところにこだわらないほうがいいのか、もう少しフレキシブルに考えたほうがよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

管理課長) 今現在は、幼稚園としましては、将来的に小学校へ行くことなども考えて、子どもが自分の足で歩いてということで教育の一貫として徒歩通園を進めておりますけれども、やはり、いろいろなことを総合的に含めると、もう少し柔軟に進めていく必要があると、これは園のほうもそのような認識を持っておりまして、現在そういう話を園長会のほうでも進めているところなんです。一定の見直しの方向に向かって検討しています。

木村委員) やはり幼稚園が廃園かどうかという話が突然出てくるととてもショッキングだと思うのですが、平成27年度からこの新しい子ども・子育ての新制度を導入するという、そういう大きな枠組みとか国の流れとかが知識としてベースにあると受けとめ方が全然違ってくるとは思いますね。今、問題なのはやはりそういう知識が一般市民に余り周知されていないのではないかと思います。これを宣伝するのは教育委員会というよりは市長部局なのかもしれませんが、市民に対する周知度合いとか、特に本当に小さなお子さんを抱えられている世代の周知度合いというのはどういう感じなのでしょう。

管理部長) 残念ながら、やはりまだそのあたりについては市民の方はなかなか御存じないという点がございます。今、こども・健康部から聞いているところですが、先ほど説明させていただきましたように、10月にニーズ調査のアンケートを実施しますが、これに当たりまして、アンケートをしても住民の方々が子ども・子育ての制度について御存じなければ正しい回答結果を得られないということがございます。したがって、これにつきましては、こども・健康部のほうで地域に赴きまして

住民の方々に説明をすると、そういったことをこの9月に行った上で10月に調査を実施するというので聞いております。そのあたりで一定住民の方々の周知というものについては図られるのではないかとこのように考えております。

教 育 長) 今、部長が申しましたように、知らないから不安になる、不安になるから・・・というスパイラルになっていくと思うんですね。だからこども・健康部はアンケートをとる条件としてその内容については皆さんにお知らせする。教育委員会もやはり渦中にある浜風幼稚園、また保育所の皆さん、自治会等においてここで少し説明してもらえないとか、依頼等を積極的に進めていく中で、浜風地区だけではなく潮見地区に関しても全体的な地域としてとらえて、関わっていかなければならないと思っております。

管 理 課 長) あわせて申しますと、今回委員の中に入ってくださいますPTAの方のお一人は子ども・子育て支援会議にも委員として入られる方で、御本人もそういったことを意識して今回進めていきたいというようにおっしゃってくださっています。

また会の中でも、例えば市長部局に来てもらって説明をするとか、情報提供してもらおうとか、そういったことも意識して進めていきたいと考えております。

委 員 長) 事務局からの資料の提供や情報の提供というのは非常に大事な点だと思いますが、廃園ということを前提に資料提供するのではなくて、やはり中立の立場で資料提供なり、情報提供をしていただきたいと思います。

今後の学教審のスケジュールですが、もう一度確認のために

教えていただけますか。

管理課長) 本日議決いただけましたら第1回目の開催日としましては9月1日の日曜日になりますが、この日からスタートしたいと考えております。その後は審議の進捗の状況ですとか、例えばこういった情報を提供してほしいというリクエストがございましたときに、それにお答えできる時期にもよりますが、目安としましては、1カ月か2カ月に1回程度、年内にそのあとプラス2回程度、年が明けてから1回から2回御審議いただいて、3月の末ごろまでに答申をいただければと考えております。

委員長) これは審議会の委員の方の現地調査とか、そういうのは今考えていらっしゃるのでしょうか。

管理課長) 今のところは考えてはいませんが、もし会議の中でそういったお声が出てきましたら、なるべくリクエストにお答えできるような形にはしていきたいと考えております。

小石委員) その審議会自体は傍聴可能ですね。

管理課長) はい。

委員長) その審議会の結論が年度内に出されるとしたら、その後はどのような流れになっていくのでしょうか。

管理課長) 審議会の結果を踏まえまして、この教育委員会の場で最終的な意見の方向を決定していただくこととなります。その結果、もし廃園という結論になりました場合には、これは市立幼稚園の設置管理条例というのがございまして、その条例改正が必要になってまいりますので、最終的には議会のほうに議案を提出して審議していただくという流れになります。

委員長) そうすると、最終的にはこの委員会で決定ということですか。

ので、学教審の答申を参考にしながら、私たちが責任を持って決めていくということですね。

管理課長) 決定はこの教育委員会ということになります。

委員長) では、学教審とは別に私たちのほうでも独自に調査をして市民の意見を聞いて、やはり意見をまとめておく必要があるということでしょうか。

管理課長) 並行する形で、もちろん情報収集ですとか勉強会のような形も進めていく必要があると思っております。

委員長) 先ほどの説明では市長部局ではニーズ調査のアンケートというお話がございましたが、市教委としてはその調査は独自にするというようなお考えはどのようなのでしょうか。

管理課長) そちらは総合的に市長部局がやってまいりますし、時期も限られておりますので、そちらからの情報をこちらでも提供させていただいたり活用させていただきたいと思っております。

委員長) わかりました。

社会教育部長) 住民の対象は無作為抽出となりますので、幼稚園に通ってらっしゃる方ももちろん含まれていますし、かなりの数になると思います。今までの例でいえば、3,000以上は対象にしておきました。

学校教育課主幹) 今回の対象は3,500です。

委員長) 3,500を無作為抽出ですね。

学校教育課主幹) はい。ゼロ歳から5歳までの就園と未就園の世帯に向けては2,250、そして小学校世帯へ向けて1,250世帯となっています。

委員長) 子どもがいる世帯に対してのアンケートですね。

そうすると、先ほど住民に説明、周知していただくというお話でしたけれども、その方たちにはどういう形でインフォメーションされるのでしょうか。

学校教育課主幹) そのアンケートの対象の方に間違いなく説明しているかという、すべてはしきれていない部分はあると思います。

委員長) 少し周知の仕方を考えなければいけないということですね。

学校教育課主幹) アンケートが届くであろうと思われる家庭の多い保育所や幼稚園に関しましては、説明に行かせていただく予定で、9月中に回る予定にしておりますし、子育て広場や未就園の世帯にも届く可能性がありますので、こういった所にもできるだけ出かけて説明をすることになっています。

委員長) それは大切なことなので、ぜひ丁寧に説明をお願いしたいと思います。

教育長) 主幹は子ども子育ての担当も併任していますので、委員会の委員の皆さんの意見もまた主幹のほうで反映してくれると思っています。

委員長) 幼稚園や保育所でしたら、大体20カ所前後ぐらいの数は行かれるのでしょうか。

学校教育課主幹) 全部回る予定にしております。

委員長) お願いします。いろいろな御意見を出していただきまして、そろそろ結論に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。学校教育審議会を立ち上げました浜風幼稚園の廃園について諮問することについては必要なことかと思いますが、委員のメンバーについてもこの方たちがよく芦屋のことも御存じの方ということで、この案でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

か。

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

会の運営に当たりましては、事務局のほうで市長部局とよく連携をしていただきまして、市の今後展開される子ども・子育て支援会議の動き、そして特に浜風幼稚園の施設利用の見込みについては、委員の皆様十分に情報提供していただきまして、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第9号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第10号議案「平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） ありがとうございます。それでは少し時間をとりますので、図書を実際に見ていただきます。

（教科書 確認）

委員長） それでは、今、一般図書を見ていただきましたので、これから質疑をお願いいたします。

委員長） これは担当されている先生が選ぶのでしょうか。

学校教育課長） そうです。特別支援学級の先生が選ぶことになります。

教育長） だから、小1，中1で特別支援学級に入る子どもにうまく

合ったものを選ぶということが大事です。1年が2年に上がる
ときには1年間子どもを知っていますから、大体わかります。
新たに学校が変わるとか、そういうときはやはり情報交換して
いただいてやっていくことが大事だと思います。

委員長) 今、対象人数はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長) 対象というのは特別支援学級の子どもですか。

委員長) はい。

学校教育課長) 現在74名です。48名が小学校で、26名が中学校です。

委員長) この教科書を使って指導するのは特別支援学級の中でとい
うことですね。

学校教育課長) そうです。教室ではなく、特別支援学級の中での指導をす
るための教材です。

木村委員) これは文科省のほうで三百幾つかあるというものを兵庫県
で絞って、それをベースにして選んでいるということですが、
逆に先生方からここには入っていないけれども、こちらの
教科書を使いたい、一般図書を使いたいというような要望が出
たりすることはあるのでしょうか。

学校教育課長) そのような要望は出ていませんが、他市の例で言えば、あ
えてこの教科書を入れてほしいということでの希望があって、
例えば芦屋市の場合は165冊ですけども、他市の場合で言え
ばそれよりも少し膨らましているというようなことはございま
す。

木村委員) 芦屋ではこれまでは特にないのですね。

学校教育課長) 芦屋ではこのところはないです。

木村委員) はい、わかりました。

委員長) 教科用図書採択協議会が2回開かれていると思いますが、
その中で何か議論になったことというのはございましたでしょ
うか。

学校教育課長) 特に大きな議論はなかったかと思います。

浅井委員) 今、絶版になっていくというお話がありましたけれども、
大体ここに並べられている本は、書店で言えば児童書というジ
ャンルに入る本がほとんどだと思いますが、児童書はやはり子
どもが対象でありますので、ロングセラーが多いわけですね。
だから我々が小さいとき、約50年も前に読んでいたものもず
っと読み継がれていることが多いわけですが、年間どんどん新
しく出版もされるわけで、その中ですぐれている、教育にいい
ものもあると思います。だから、どんどん入れ替えていくとい
うのはやはりやってしかるべきではないかとも思いますし、も
う一度、古い年代のものもそこから探し出していくことも必要
であるのかもしれないと思いました。

木村委員) 基本的には文科省のほうで推薦している図書がベースにな
りますからね。

「はらぺこあおむし」がありますけど、大分古いのではない
ですか。

浅井委員) そうですね。だから子どもに人気のあるものとか、それか
らやはり特別支援学級の人たちがすごく大好きな本というもの
あると思いますし。

学校教育部長) 全部で10点あるこの主な採択理由の中に挙げられている
項目ですが、これらの内容で選んだときに、その選ばれたもの
は全てこういった複数の条件はクリアしているということにな

ります。

学校教育課長) 先ほど宇佐見委員長が言われた、協議会の中で論議されたことですが、これは保護者の方の純粋な意見として出たものですけれども、これを選んだ子は、通常の教科書を選べないわけなんですね。でもそれはおかしいのではないかという意見が出ておりました。やはり、通常の教科書も平等に無償でそれぞれに与えられたらいいのにという希望が出ておりました。ただし、今ではその制度はございません。

委員長) 選ぶに当たっては、それは保護者の方には説明はして下さっているわけですね。

学校教育課長) 選ぶに当たっては、当然教育課程にかかわる問題ですので、どの教科書でどのように教えていくかということの説明責任はございます

浅井委員) 購入することはできるわけですか。

学校教育課長) 購入は可能です。

委員長) 今、マルチメディアデイジー教科書というのが出ておりますけれども、それを必要とする子どもは今いらっしゃらないのでしょうか。

学校教育課主幹) 先月も特別支援教育のコーディネーター会で紹介をいたしまして、反応は非常に読みやすいというものでした。ただ、やはり提示する装置が、今で言うとタブレットがやはり必要になるという部分で、ソフト自体は手に入れることはできるのですが、やはりタブレットがないと使い勝手が悪いというのが先生方の印象でありました。将来的には導入して、誰でも使えるような形でと考えているのですが、ただ、デイジー教科書に関し

では誰が使うかということを確認にしないといけない点がありますので、そのあたりはやはり特別支援の対象になってくるのかと思います。

委員長) 今市内の小中学校では対象になるお子さんはいらっしゃるらないということでしょうか。

学校教育課主幹) 今はデジ教科書を使わないといけないという子はいないと思っております。

委員長) あったら便利というお子さんはいらっしゃるということですね。

学校教育課主幹) はい。

委員長) それはやはり工夫して指導していただいているということですね。

学校教育課主幹) はい。

委員長) 西宮市では、今年度からデジタル教科書になりましたよね。一昨年度から研究でされて、今年から20校全校でというのをニュースで見ましたけれども、予算が多大にかかるのですぐには難しいと思うのですが、そういうところの見通しというのはいかがでしょうか。

学校教育課長) デジタル教科書については、去年、小学校の1校が購入しまして、1回使ってはいるのですが、なかなかその学校の中でも広がりがないと言いますか、まだ使いこなせていないという状態です。まだ市全体として、それを広げていくのがいいのかどうかというところの判断はつきかねているところでございます。

委員長) それは電子黒板が必要となるのでしょうか。

学校教育課長) 電子黒板でなくても、電子黒板と同じ機能を持たせたものがあればできます。朝日ヶ丘小学校は電子黒板がありませんけれども、コンピューターとつないで、モニターがあれば十分その画面でいろいろ操作もできます。ただ、朝日ヶ丘小学校からもよりそれを広げていきたいという声は今では上がってはいない状態です。

木村委員) デジタル教科書というのはタブレットを使用するのですね。
学校教育課長) タブレットではなくて、大きなモニターに映し出してということでございます。

木村委員) ああいう最新鋭機器のものはかなり広がってスタンダードになってから手を出さないと、余り広まっていないうちに手を出したら、すぐにそれがなくなってしまうということもありますから、慎重にやらないといけませんね。

教育長) 今、デジタイズ教科書とかいろいろ話が出ましたけれども、木村委員から話がありましたように、様子をよく見る必要がありますね。今、大事にしているのは書画カメラで、どの先生にも使えるというレベルで配備をした状況です。ですから、特別に研究的にするのはいいのですが、電子黒板にしても、まだ使いこなせるという状況まではきていないのが現状です。ただ、それを否定するものではありません。書画カメラが今芦屋にとっての到達レベルのようです。

委員長) よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。
ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第10号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言